

コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める意見書

日本農業をめぐっては、TPP11や日米貿易協定など大型貿易協定が相次いで発効されるなか、今通常国会においてはRCEPの承認案が可決され、早期発効を目指しています。特に、RCEPの加盟国には脅威となる中国と韓国も含まれ、さらに、米国との追加交渉が今後懸念されるなど、農畜産物の一層の市場開放を求めてくる可能性が高く、重要品目を抱える本道農業への甚大な影響が危惧されています。

新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減、インバウンド需要の落ち込みなどにより、地域経済への打撃が深刻化しています。また、農業においても、米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。

なかでも、小豆や乳製品においては需要減少に伴う繰越在庫の増加が顕著であり、輸入品から国産品への切り替えを進めるなど対策を実施していますが、今年の生産量次第では更なる在庫の積み増しが懸念されます。

加えて、コロナ禍の収束が見えない状況下において、第1次産業を主としている北海道にとって、今後も農畜産物への影響が続くと関連企業の縮小・倒産など、地域経済にも大きな損失を与えます。

このため、農業者が本年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応頂きますよう要望致します。

記

1. 新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えないなか、一層のインバウンド需要や観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みなどで、地域経済への影響が今後も懸念され、地域社会全体への影響は必至なことから、経済を活性化する対策の強化とともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。
2. コロナ禍による中食・外食需要の減退で農畜産物等の消費が大きく落ち込み、在庫の積み増しが深刻化していることから、農畜産物需要の喚起を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

《提出先》

内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣